

解体（除却）写真の撮り方のポイントについて【注意点】

(1) 写真の提出は、解体（解体）中と解体（解体）後（＝更地）のもの両方を必ずご提出ください。

(2) 解体（除却）中の写真について

注意点： 解体中の写真とは、足場（シート付）が設置され、建物を解体している段階の写真です。
解体後（更地）の土地の様子をイメージしながら撮影してください。

近隣の建物の一部が写るように撮影してください。

（裏面の事例では左右の一部が入っていますが、入りきれない場合は分割撮影も可）

できるだけ土地全体が1枚の写真に収まるように撮影してください。

（1枚に収まりきらない場合は複数枚に分割撮影も可）

(3) 解体（除却）後の写真について

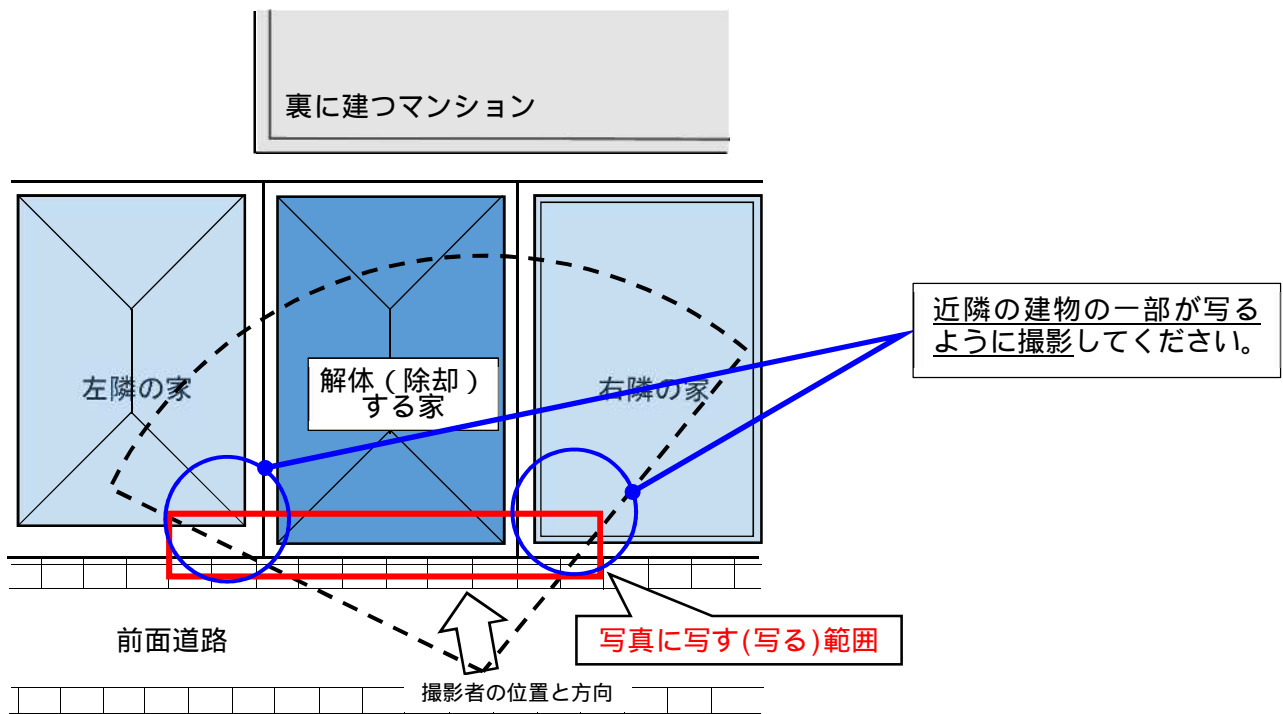
注意点： 解体中の建物を撮影した際と同じアングルで隣家等も一緒に入るように撮影してください。

（事例では左右の一部が入っていますが、入りきれない場合は分割も可）

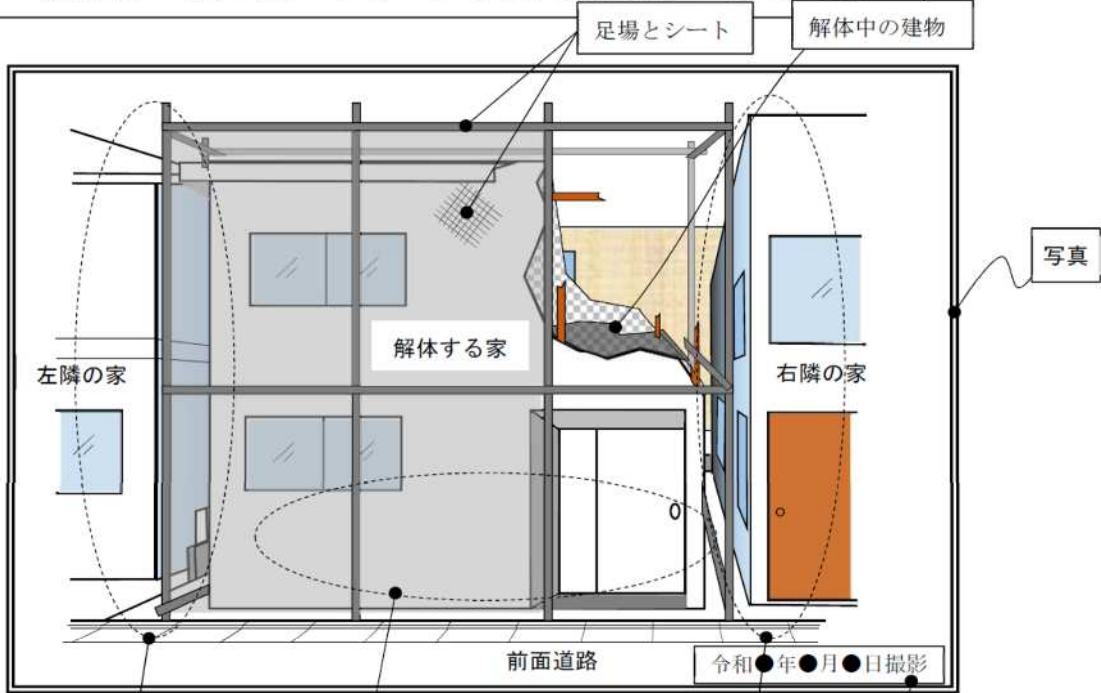
(4) 解体（除却）中と解体（除却）後の写真には撮影日を記入（撮影日入り）して提出してください。

（手書きも可）

(5) 以下に撮影のイメージを示します。



【解体（除却）中】の写真 （建物を壊している途中の段階）

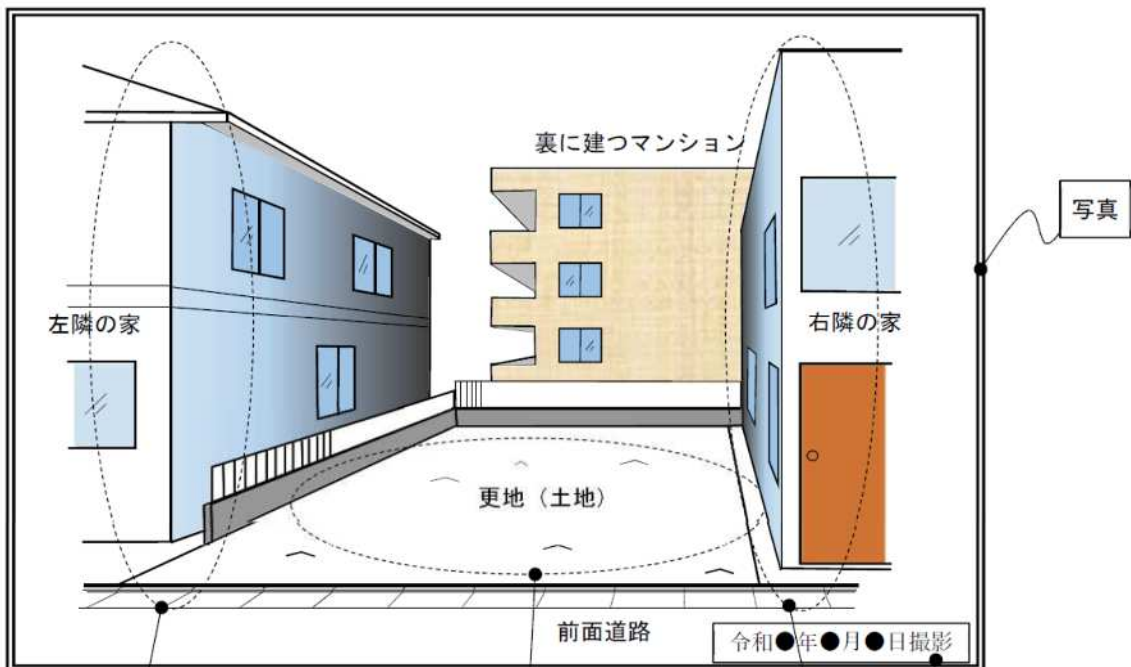


※解体後（更地）の土地の様子をイメージしながら撮影してください。

※撮影日を記入（手書きも可）

※近隣の建物の一部が写るように撮影してください。
（事例では左右の一部が入っていますが、入りきれない場合は分割撮影も可）

【解体（除却）後】



※できるだけ土地全体が1枚の写真に収まるように撮影してください。
（一枚に収まりきらない場合は複数枚の分割撮影も可）

※撮影日を記入

※解体中の建物を撮影した際に映した隣家等も一緒に写るように撮影してください。
（事例では左右の一部が入っていますが、入りきれない場合は分割撮影も可）
※お手元に解体（除却）中の写真を用意し、見比べながら同じアングルで撮影してください。